

## 予算決算及び会計令第85条の基準の運用方針について

[平成11年11月4日決定]

[平成17年4月1日改正]

[平成21年10月1日改正]

[平成23年11月1日改正]

[平成25年7月1日改正]

[平成27年5月14日改正]

[平成28年5月30日改正]

[平成29年3月27日改正]

[令和元年5月15日改正]

[令和4年3月14日改正]

[令和7年7月1日改正]

### 1. 基準の運用方針

基準に定める「契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合」の算定は次によるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除した割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 特別なものについては、(1)の算定方法に係わらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

#### (注) 用語の定義

「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」の用語の定義については原則として、それぞれ下記の要領等の例によるものである。

- ① 「土木請負工事工事費積算要領」(昭和42年7月20日付建設省官技第34号)
- ② 「建設工事積算基準」(平成11年3月29日付建設省営計発第37号)

### 2. 事務手続

### (1) 調査基準価格の算出及び予定価格調書への記載

契約担当官等は、契約ごとに、基準の運用方針に基づき算定した割合又は基準に定める割合を予定価格に乗じて得た額（１円未満切り捨て）を算出し、その額に１１０分の１００を乗じて得た金額（１円未満切り上げ）を予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７９条の「予定価格を記載した書面（いわゆる予定価格調書）」に「調査基準価格 ○○円」と記載するものとする。

### (2) 入札参加者への事前周知

契約担当官等又は入札執行者は、入札参加者に対し事前に次のことを説明するものとする。

イ. 予決令第８５条の基準を適用するため、契約担当官等が予め設定した調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

ロ. 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、入札の結果を留保すること及びその場合の結果の通知方法。

ハ. 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、予決令第８６条第１項の規定による調査を行うこととなるため、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

### (3) 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合、入札執行者は、入札参加者全員に対して最低の価格をもって申込みをした者及びその価格を発表するとともに、「入札の結果を留保します。」と宣言し、予決令第８６条第１項の規定による調査を行うため、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

なお、落札者の決定に当たっては、遅滞なく、以下の手続きを経て決定するものとする。

### (4) 調査の実施

契約担当官等は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについては、契約担当官等が必要と認める次のような事項について、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等による調査を行うものとする。

※業務に必要な人件費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取する等により確認する。特に人件費等については、過去の類似例、都道府県別の賃金水準などにより適切な単価で積算されているか否か等についても可能な限り調査・確認を行うこと。

### イ. 工事の請負契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況

- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑫ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑬ 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)
- ⑭ 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)
- ⑮ その他必要な事項

ロ. 製造その他の請負契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 当該契約の履行体制
- ③ 該当契約期間中における他の契約請負状況
- ④ 手持機械等の状況
- ⑤ 国及び地方公共団体等から過去において履行した契約件名及び発注者
- ⑥ 経営内容
- ⑦ ①から⑥までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑧ 信用状態
- ⑨ その他の必要な事項

(5) 調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果、最低の価格をもって入札を行った者により当該契約の内容に適合した履行がなされると認め、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とした場合は、直ちに、当該落札者に必要な事項を通知し、その他の入札者に対しては、適宜の方法により落札の決定があった旨を通知するものとする。

(6) 調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

イ. 契約担当官等は、調査の結果、最低の価格をもって入札を行った者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び自己の意見を記載した書面を4通作成し、契約審査委員(3名)に提出し、その意見を求めなければならない。

なお、契約担当官等は契約審査委員(3名)の指定については、必要あるときに別途決裁を得て行うものとする。

#### ロ. 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、必要な審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

#### ハ. 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定

(イ) 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が契約担当官等の意見(その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見)と同一であった場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、(4)以降と同様の手続きを行うものとする。

(ロ) 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができるものとする。

#### 二. 次順位者を落札者とした通知

契約担当官等は、次順位者を落札者とした場合、①当該落札者に対しては、必要な事項、②最低の価格をもって入札を行った者で落札者とならなかった者に対しては、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項、③その他の入札者に対しては、適宜の方法により落札の決定があった旨を直ちに通知するものとする。

#### (7) 調査対象となった入札についての公表

上記(5)及び(6)二.により通知をした場合には、併せて適宜の方法により落札者の決定があった旨を公表するものとする。

#### (8) 財務大臣及び会計検査院への書面の提出

契約担当官等は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該競争に関する調書を作成し、調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、3部を外務大臣に提出するものとする。このうち、1部は財務大臣あて、1部は会計検査院長あてとする。

#### (9) 監督及び検査の強化

調査基準を下回った入札を行った者と契約を締結した場合は、当該契約に係る監督及び検査の強化を図るなど、遺漏のないように措置するものとする。

#### 附則

この運用方針は、平成11年11月12日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 27 年 5 月 14 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 28 年 5 月 30 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、平成 29 年 3 月 27 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、令和元年 5 月 15 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正運用方針は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。